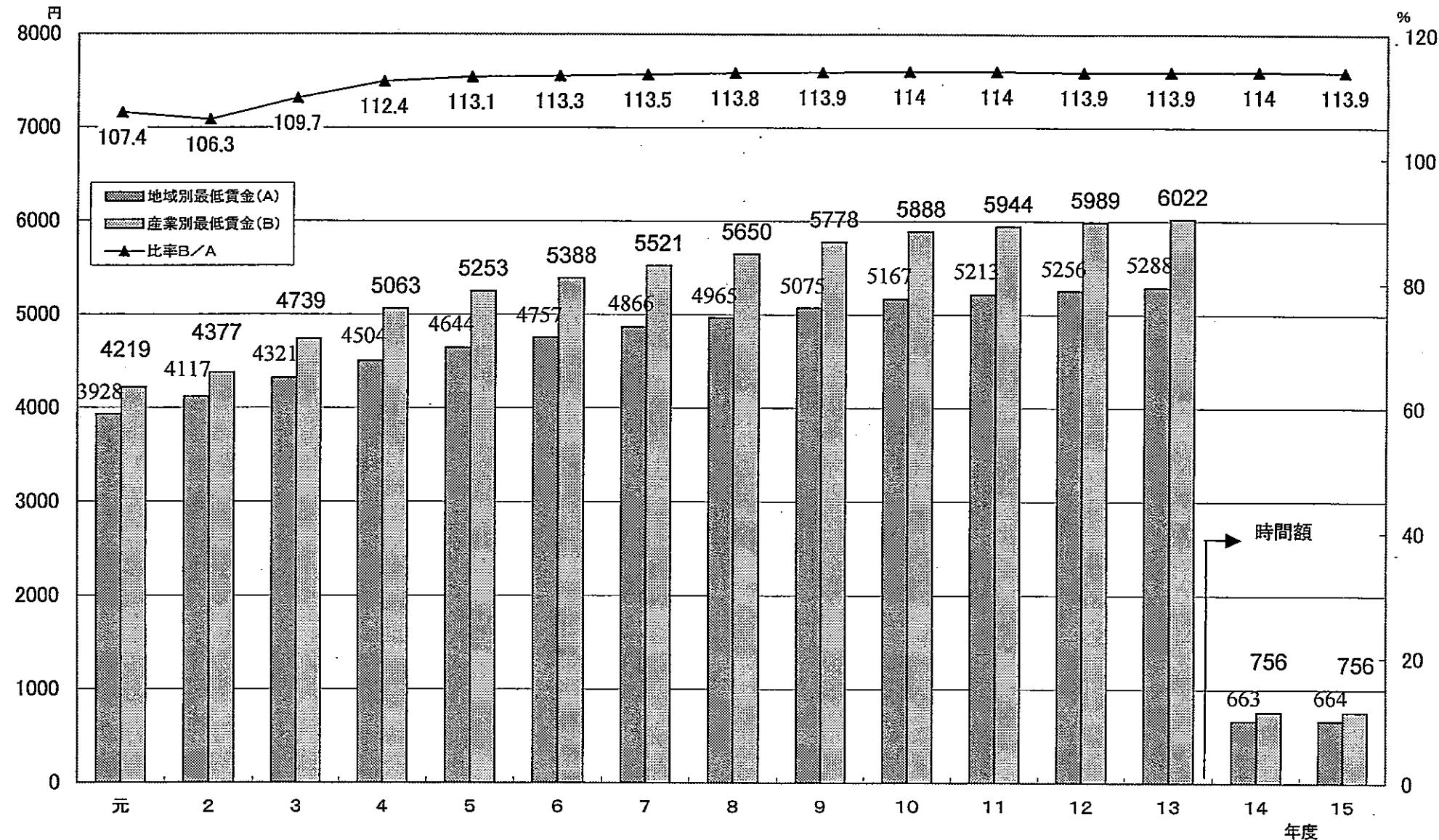


加重平均額

産業別最低賃金額の地域別最低賃金額に対する比率の推移



1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。 2 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。

3 時間額表示の産業別最賃額の加重平均額は、日額のみしか行っていない産業別最低賃金額は含んでいない。

最低賃金の平均賃金に対する比率の国際比較(1997年) (注1)

	一般労働者の中間賃金						一般労働者の平均賃金			製造業における 平均時給 <small>(注4)</small>	
	基本給 計	超過勤務手当と賞与を含む					基本給 計	超過勤務手当と賞与を含む			
		計	男	女	若年者 <small>(注2)</small>	低賃金労働者 <small>(注3)</small>		計	若年者		
ベルギー	61.1	50.4	49.2	55.2	65.5	71.6	52.6	43.4	63.3	59.9	
カナダ	-	39.6	35.1	46.8	-	90.1	-	35.7	58.4	38.2	
チェコ	-	21.2	19.4	24.6	-	34.6	-	18.7	23.0	-	
フランス	68.5	57.4	55.2	63.3	-	86.2	55.3	46.3	71.7	68.7	
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51.4	
ハンガリー	-	37.4	-	-	-	71.9	-	32.6	-	40.7	
日本	39.7	30.8	26.5	42.1	44.9	64.7	34.9	27.1	43.9	46.8	
韓国	30.6	24.4	21.2	36.0	35.0	47.4	27.4	21.5	33.5	30.7	
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.9	
メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.6	
オランダ	55.9	49.4	47.2	61.0	-	77.6	51.1	45.2	76.1	58.1	
ニュージーランド	47.4	45.6	41.9	51.4	59.2	81.4	41.0	39.4	-	52.8	
ポーランド	-	44.6	39.6	49.6	-	78.3	-	40.8	-	-	
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	49.6	41.9	-	64.1	
スペイン	36.4	32.4	30.1	42.3	-	66.6	28.8	25.6	-	40.6	
トルコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.7	
アメリカ合衆国	43.3	38.1	33.2	44.4	59.7	79.5	34.9	30.6	52.5	36.1	

資料出所:EMPLOYMENT OUTLOOK June 1998 (OECD)

注1 最低賃金は全て、成人に適用される最低賃金である。1997年の様々なグループの一般労働者と製造業の肉体労働者の1997年の平均賃金は過去のデータを他の賃金上昇率で推計している。全ての賃金データは社会保険料を含んでいる。

注2 若年者は20歳から24歳の労働者である。オランダでは、若年者の最低賃金の平均値(1歳ごとの若年労働者数で加重平均)の平均賃金に対する比率はおよそ65%である。若年者に対する減額率がある他の国々では一般に、これらは、20歳未満のものに適用される。

注3 低賃金労働者は賃金分布の最底辺20%の労働者としている。構成上、このグループの中間賃金は労働者の下から10%の賃金の上限に対応している。

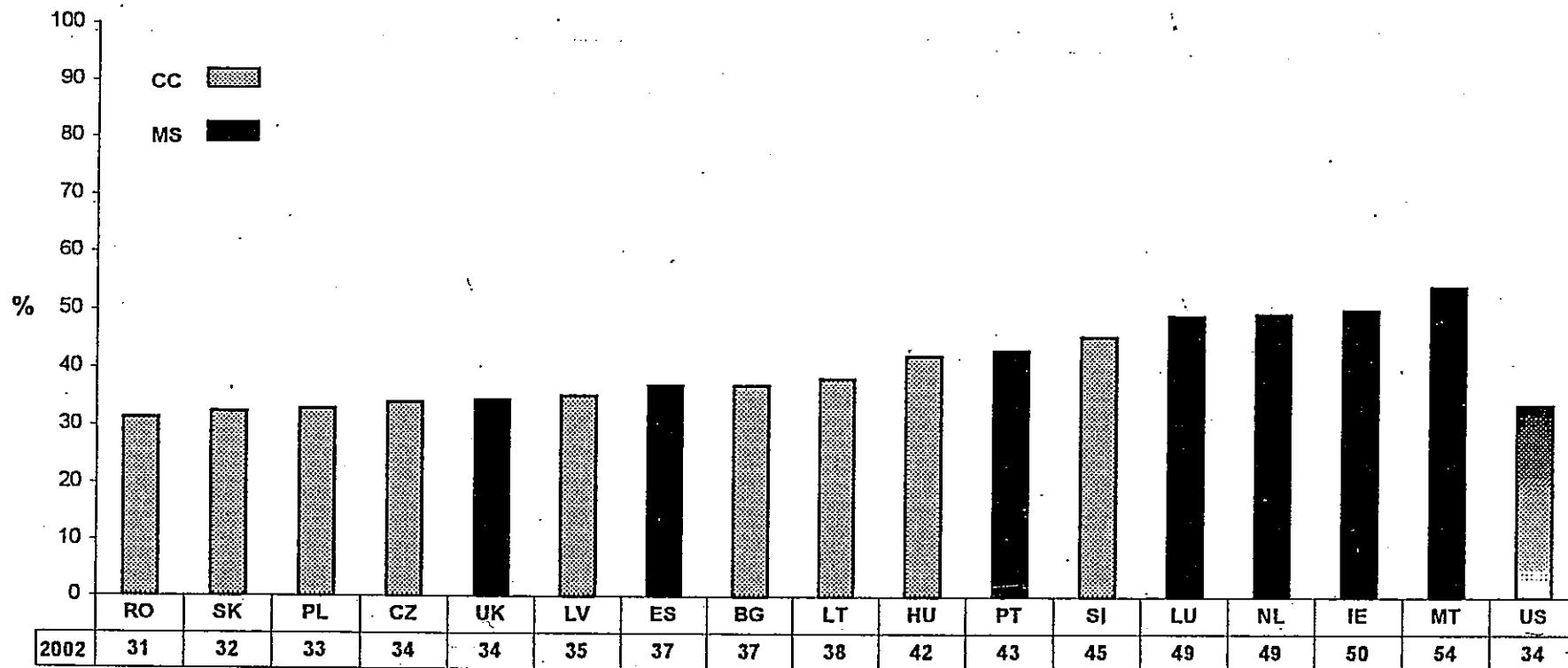
注4 実際に働いた時間に対する時間給。つまり、病気手当、休日手当、その他の年間賞与や非標準賞与を除く。韓国、メキシコ、ポルトガル、スペインについてでは、直接支払われた給与総額から推計した。

データソース:平均賃金; OECD Minimum Wage Database, Mean and median earnings for full-time workers; OECD estimates and OECD Earnings Database

(詳細はOECD Employment Outlook July 1996, Chapter3)

製造業の平均時給; US Bureau of Labor Statistics, International Comparisons of Hourly Compensation Costs for Production Workers in Manufacturing, 1975-

最低賃金の平均賃金に対する比率の国際比較(2002年)



ルーマニア ポーランド チェコ ハンガリ トスカニ スペイン イタリア リトアニア ハンガリ ポルトガル ローバト ルーベン フィラデルフィア ニューヨーク

資料出所:EUROSTAT "Minimum wages as a percentage of monthly gross earnings in Industry and Services, EU Member States, Candidate Countries and the US, 2002"

(注) MS · the Member States of the European Union , CC · the Candidate Countries

諸外国の最低賃金額未満の労働者数等について(アメリカ合衆国)

○ 連邦最低賃金額以下の賃金を支給されている時間給労働者の割合

年	総労働者 数 (千人) ①	時間給労働者					
		総数 (千人) ②	総労働者 に占める 割合 (%) ②/①	連邦最 低 賃金額未 満の労働 者数 (千人) ③	連邦最 低 賃金額の 労働者数 (千人) ④	連邦最 低 賃金以下 の 労働者数 (千人) ⑤=③+④	時間給労 働者に占 める割合 (%) ⑤/②
1994	107,989	66,549	61.6	1,995	2,132	4,128	6.2
1995	110,038	68,354	62.1	1,699	1,956	3,656	5.3
1996	111,960	69,255	61.9	1,863	1,861	3,724	5.4
1997	114,533	70,735	61.8	2,990	1,764	4,754	6.7
1998	116,730	71,440	61.2	2,834	1,593	4,427	6.2
1999	118,963	72,306	60.8	2,194	1,146	3,340	4.6
2000	122,089	73,496	60.2	1,752	898	2,650	3.6
2001	122,229	73,392	60.0	1,518	656	2,174	3.0
2002	121,826	72,508	59.5	1,579	567	2,146	3.0
2003	122,358	72,946	59.6	1,555	545	2,100	2.9

注) 連邦最低賃金は、1996年10月に4.75\$、1997年9月に5.15\$に上がった。データは、自営業者を除いている。また、最低賃金を下回る賃金しか受け取っていない労働者の数が多数に上るが、これは必ずしも公正労働基準法違反を示している訳ではない。というのは、この中には多数の最低賃金適用除外者を含んでいるからである。さらに、1998-2003年の最低賃金額未満労働者のうち、比較的多数はちょうど時給5.00\$を受け取っている。(1998年には約140万人、1999年には約90万人、2000年には約60万人、2001年には約50万人、2002年には約50万人、2003年には約35万人である。) これは、ある程度調査回答者側の四捨五入も反映しているかもしれない。

出典) U.S. Bureau of Labor Statistics

1 労働力の時系列データの比較可能性は、日々のCurrent Population Survey (CPS) の手法や概念の変更によって影響を受けている。
詳細については、BLSの月刊誌である雇用と給与の2004年2月号以降の注釈と誤差の評価のセクションを参照されたい。(1994,1997-2000,2003)

2 1996-97年のデータは、その年における最低賃金の改定が反映されている。

諸外国の最低賃金額未満の労働者数等について(イギリス、フランス)

○ イギリスの最低賃金額(NMW)未満労働者数

	18-21歳の労働者①		22歳以上の労働者		計 (①+②)	
	千人	%	千人	%	千人	%
1998春	120	7.3	1,310	5.9	1,420	6.0
1999春	40	2.3	490	2.2	530	2.2
2000春	40	2.2	200	0.9	240	1.0
2001春	40	2.1	210	0.9	250	1.0
2002春	50	2.5	290	1.2	330	1.3
2003春	40	2.2	220	1.0	260	1.0

注) この数字は、法違反者数を測ることはできない点に留意すべきである。なぜなら、ある個人が最低賃金の適用者であるかどうかについて、the Labour Force Survey(LFS)やthe New Earnings Survey(NES)から識別することはできないからである。

出典) national STATISTICS

- 1 1998年春の数字は、NMW導入前における (18-21歳の場合) 3.00£又は (22歳以上の場合) 3.60£未満の労働者数である。
- 2 1999, 2000春 (18-21歳の場合) 3.00£、(22歳以上の場合) 3.60£
- 3 2001春 (18-21歳の場合) 3.20£、(22歳以上の場合) 3.70£
- 4 2002春 (18-21歳の場合) 3.50£、(22歳以上の場合) 4.10£
- 5 2003春 (18-21歳の場合) 3.60£、(22歳以上の場合) 4.20£

○ フランスの最低賃金額の引上げの影響を受けた労働者の全体に占める割合

13.4%

注) DARES (雇用労働社会連帯省の統計部局) "Les Beneficiaires de la revalorisation du SMIC et des garanties mensuelles de remuneration au 1er Juillet 2003"より

諸外国の改定方式

国名、導入された年	スライド又は改定手続き
ベルギー（1975）	R MMMG（最低賃金月額）は部門ごとに物価スライドする。R MMMGは通常2年に一度の中央協定が再交渉される際にも上昇する。
カナダ（女性：1918-1930、男性：1930s-1950s）	一般的な物価や賃金インフレによる自動改定はない。
チェコ共和国（1991）	一般的な物価や賃金インフレによる自動改定はない。
フランス(1950;現在の形になったのは1970)	SMICは（2%以上の上昇により）物価スライドし、労働者の時間給の上昇率の少なくとも2分の1以上上昇しなければならない。SMICは法令によりここで定められた以上に上昇させることができる。
ギリシャ(1953；現在の形になったのは1990)	自動改定はないが、最低賃金は年に2回から3回調整される。
ハンガリー（1977；現在の形になったのは1992）	自動改定はないが、通常毎年三者構成の調停会議の合意により改定される。
日本(1959；現在の形になったのは1968)	地方最低賃金審議会の答申により賃金や生計費の上昇を考慮しつつ、毎年改定される。
韓国（1988；現在の形になったのは1990）	自動改定はないが、最低賃金は3者構成の最低賃金審議会の答申をうけ労働大臣により毎年改定される。
ルクセンブルグ(1944)	SSM（最低賃金月額）は物価スライドする。また、経済と賃金の上昇に合わせて2年に一度見直される。
メキシコ(1917；現在の形になったのは1962)	自動改定はないが、最低賃金は定期的に改定される。
オランダ(1968)	1992年以来、最低賃金は平均賃金の上昇とリンクしているが、生活保護受給の雇用に対する比率（それぞれ、給付年数と労働年数）がある水準を超えた場合、改定を停止することができる。
ニュージーランド（1945；現在の形になったのは1983）	自動改定はないが、労働大臣は水準を毎年見直さなければならない。
ポーランド（1990）	低所得勤労世帯の支出、物価上昇、他の経済的要素を勘案し、計算式に基づき毎年3から4回改定される。
ポルトガル（1974）	インフレーションや景気動向を勘案し、三者構成の審議会で審議した後、法律により毎年改定される。
スペイン（1963；現在の形になったのは1976）	インフレーションや景気動向を勘案し、三者構成の審議会で審議した後、法律により毎年改定される。
トルコ（1971）	他の経済的発展とともに、食料と非食料の最低限のバスケットを購入するコストを勘案し、3者構成の最低賃金審議会を通じて毎年改定される。
アメリカ（1938）	物価や賃金上昇による自動改定はない。

諸外国の公的扶助制度の給付額の比較

制度名		イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ	日本		
		所得補助	参入最低限所得 (RMF)	社会扶助	社会扶助	TANF	生活保護		
基 給 準 付	基本原則	全国統一基準 (地域差なし)	全国統一基準 (地域差なし)	州・市ごとに独自の基 準を設定 (全国標準*あり)	市ごとに独自の基準 を設定 (全国標準*あ り)	州ごとに独自の基準 を設定 (全国標準な し)	全国統一基準 (地域差あり)		
	以下の比較表で 用いた給付額算 出の元データ	全国統一基準	全国統一基準	全国標準の基準額	全国標準の基準額	イリノイ州	1級地-1	2級地-1	3級地-1
現 地 通 貨	単身者	週 £ 54.65 月額換算約 £ 242.10	月額 E411.70	月額 E339	月額 Kr3,255	月額 \$ 223 (シカゴ)	—	—	—
	カップル	週 £ 87.75 月額換算約 £ 379.87	月額 E617.55	月額 E613	月額 Kr5,455	月額 \$ 292 (シカゴ)	—	—	—
	カップル+ 子ども(4歳)	週 £ 125.83 月額換算約 £ 557.43	月額 E741.06	月額 E840 (但し 10 歳の子ども)	月額 Kr7,210	月額 \$ 396 (シカゴ)	—	—	—
為替レート (対米ドル)		1.603	1.073	1.073	0.117	1.000	0.841		
為替レート		1 ポンド=190.61 円	1 ドル=136.86 円	1 ドル=136.86 円	1 クローナ=13.91 円	1 ドル=118.91 円	—		
日本 円 換 算	単身者	46,146 円	52,513 円	43,240 円	45,284 円	26,356 円	84,850	77,220	69,580
	カップル	72,407 円	78,769 円	78,189 円	75,890 円	34,511 円	129,940	118,250	106,550
	カップル+ 子ども(4歳)	106,251 円	94,523 円	107,143 円	100,306 円	46,803 円	162,490	147,870	133,240
価格インデックス (家賃除く) (東京=100)		ロンドン 91.5	パリ 83.7	フランクフルト 73.6	ストックホルム 85.4	シカゴ 91.1	東京 100.0	—	—
給付額 インデックス 調整後 日本円 表記	単身者	50,433 円	62,740 円	58,750 円	53,026 円	28,931 円	84,850 円	77,220 円	69,580 円
	カップル	79,133 円	94,109 円	106,235 円	88,864 円	37,883 円	129,940 円	118,250 円	106,550 円
	カップル+ 子ども(4歳)	116,121 円	112,931 円	145,575 円	117,454 円	51,375 円	162,490 円	147,870 円	133,240 円
給付水準 インデックス (東京= 100)	単身者	59.44	73.94	69.24	62.49	34.10	100.0	—	—
	カップル	60.90	72.42	81.76	68.39	29.15	100.0	—	—
	カップル+ 子ども(4歳)	71.46	69.50	89.59	72.28	31.61	100.0	—	—

* 全国標準あり：各自治体等が基準を設定する際に、ガイドラインとして中央政府が提示する給付基準の提示がある場合。

「我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書」(2004.3厚生労働省社会・援護局保護課)より

イギリス、フランス及びアメリカにおける公的扶助と最低賃金について

	イギリス	フランス	アメリカ		日本		
最低賃金①	4.85£/時間 週換算→232.8£ (=4.85£ × 48h)	7.61ユーロ/時間 月換算→1154.2ユーロ (=7.61ユーロ × 152h)	5.50\$/時間(シカゴ) 月換算→957\$(=5.50\$ × 174h)		665円/時間 月換算→115,710円 (=665円 × 174h)		
公的扶助(単身者) ②	54.65£/週 (25歳以上)	411.70ユーロ/月	223\$/月 (シカゴ)	564\$/月	1級地-1 84,850円/月	2級地-1 77,220円/月	3級地-1 69,580円/月
最低賃金／公的扶助(①／②)	4.3倍	2.8倍	4.3倍	1.7倍	1.4倍	1.5倍	1.7倍

○イギリス「所得補助(Income Support)」

就労能力のない非就業者に対する所得保障制度で、無拠出かつ資産調査(ミーンズテスト)を伴う。住宅給付は含まれていない。

○フランス「参入最低限所得(RMI)」

その収入が一定収入に満たない25歳以上の者(子供を養育、妊娠中の者は25歳未満でも可)を対象。最低賃金をもとに算出された給付額を採用しており、生活の特定のニーズに基づいて給付額が算出されているわけではないため、給付額に含まれる費目は明らかではない。住宅扶助制度は別途用意されており、RMIとの併給も認められるが、無償の住居等が提供されている場合は、RMIの給付額が減額されることから、RMIの給付額には一定の住宅費用補填の意味合いが含まれていることになるが、減額される金額は、寡少な額(50.15ユーロ)であり、実際の住宅費用と相殺するものではない。

○アメリカ「貧困家庭一時扶助(TANF)」、「補足的所得保障(SSI)」

SSIは、所有する資産が一定水準以下の高齢者・障害者を対象とする連邦政府が行う制度。TANFは、子供のいる貧困家庭、又は妊婦のいる貧困家庭の自立支援のための制度であり、現金給付もそのための一時的支援と位置づけられる。就労へのインセンティブを高めるため、給付額の水準はSSIと比較すると相対的に低い。TANFには全国統一の給付額基準はない。各州政府は、独自にTANFの給付額基準を設定することができる。州政府での給付額基準の設定方法は必ずしも明示的ではなく、基準額の更新に対する考え方も異なる。TANFの給付額は、アラバマ州の164\$からアラスカ州の923\$までと格差が大きい。TANFやSSIは、基本的には、食料扶助(フードスタンプ)やメディケイド、LIHEA(低所得世帯光熱費扶助)、WIC(女性・幼児・子供向け特別補足栄養プログラム)といった他の扶助制度との適切な組合せを前提としている。SSIでは、持ち家の有無による給付額の増減はないが、受給者が他者宅に同居し現物支援等を受けている場合やメディケイド施設入居の場合、給付額は減額される。また、低所得者に対する住宅扶助制度は、住宅都市開発省が独自に実施している。なお、フードスタンプの交付額は、世帯人数1人で141\$、2人で259\$、3人で371\$。

なお、アメリカの公的扶助施策は連邦政府が行っているもの、連邦政府が財源を拠出し運営を州政府が行っているもの、州政府や地方政府が独自に行っているものと非常に多様かつ複雑である。各種公的扶助の給付基準額の設定については一律の基準があるわけではないが、しばしば「Poverty Guidelines」が用いられる。1965年以降、連邦政府の貧困基準として、「Poverty Thresholds」と「Poverty Guidelines」の2種類の基準が用いられている。Poverty Thresholdsは、貧困者数の把握等、主として統計上の目的のために活用されるものであり、米国国勢調査局によって毎年公表されている。このPoverty Thresholdsは、基礎的な食費を3倍した数値を基準に、その後はCPI-U(消費者物価指数)により調整している。一方、Poverty Guidelinesは、Poverty Thresholdsを簡素化したもので、各種公的扶助施策を実施・運用する際に活用される基準で、米国保健福祉省によって毎年公表されている。SSIやTANF、EITC(勤労所得税控除)、住宅都市開発省の資産調査を必要とする住宅扶助等では、このPoverty Guidelinesは用いられない。